

議第47号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第36条の4中「（主要構造部が準耐火構造であるかもしくは不燃材料で造られたものまたは特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）」を削り、「確かめられたもの」の右に「（主要構造部が準耐火構造であるかもしくは不燃材料で造られた建築物または特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。）」を加え、「第129条の2第1項」を「第129条第1項」に改める。

第36条の5中「（主要構造部が準耐火構造であるかしくは不燃材料で造られたものまたは特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）で」を「のうち」に改め、「確かめられたもの」の右に「（主要構造部が準耐火構造であるかしくは不燃材料で造られたものまたは特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）」を加え、「第129条の2の2第1項」を「第129条の2第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。